

農地法の権限移譲について

農地の権利移動及び市街化調整区域の農地転用には許可が必要です。
4月1日から県の事務の権限移譲により、2ha以下の農地法第4条・第5条の転用許可事務が、市農業委員会の権限で処分することとなりました。

問い合わせ先

下野市農業委員会事務局
☎(48)2116

平成26年度下野市農業委員会総会等の日程について

平成26年度の総会等の日程は次のとおりです。
農地法による農地転用許可申請等については、お早めに農業委員または、農業委員会事務局までご相談ください。

また、総会の承認を得ないと交付できない証明書(非農地証明書、買受適格証明書等)もありますので、ご注意ください。
なお、市街化区域内の農

地転用届出は随時受け付けます。

平成26年度総会等日程

月	日		月	日	
	申請期日	総会		申請期日	総会
4月	10日(木)	25日(金)	10月	10日(金)	24日(金)
5月	12日(月)	26日(月)	11月	10日(月)	25日(火)
6月	10日(火)	25日(水)	12月	10日(水)	25日(木)
7月	10日(木)	25日(金)	1月	13日(火)	26日(月)
8月	11日(月)	25日(月)	2月	10日(火)	25日(水)
9月	10日(水)	25日(木)	3月	10日(火)	25日(水)

※申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

農業用軽油引取税 免税証の交付申請の追加受付について

1月に農業用免税軽油の申請受付を行いました。期間中に何らかの事情で交付申請ができなかった方に対して、今回臨時に追加受付を行うことになりました。

日時

3月6日(木)・7日(金)
午前9時～11時30分
午後1時～4時

※午前及び午後の受付開始の時間帯は混雑します。

場所 栃木県下都賀庁舎第2福利厚生棟大会議室

申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 印鑑
- (3) 免税軽油の引取りに係る報告書(納品書または領収書を添付、写しでも可)
- (4) 手数料420円(つり銭のないようご協力をお願いします。)
- (5) 耕作証明書(農業委員会が発行)

注意事項

①新規申請及び交付数量の見直しを希望される方は、後日の交付になります。

問い合わせ先

石橋地区消防組合消防本部 警防課救急救助係
☎(53)6167

ウクレレでラテンを弾きませんか

軽快な中南米の音楽にのってラテンを弾いてみませんか。

以前ウクレレを弾いたことがある方、ギターを弾いたことがある方、その他の楽器を楽しんだことがある方、まずはじめに「キエン・セラ」から。
ボンゴもあります。

開講日 2月15日(土)
午後2時～

場所

国分寺公民館第1研修室

申込締め切り

開講当日まで

問い合わせ先

グリーンローズウクレレ 吉田修子
☎(52)0883
☒ yynatunatu1108
yysummer@yahoo.co.jp